

毎年度1回事前登録が必要です 病児・病後児保育

お子さんが、入院治療を要しない病気治療中や病気の回復期で、集団生活が困難な期間に保護者の方が就労などにより家庭での保育ができない場合、一時的に専用施設で保育と看護を行います。

■対象児童 町内に住所がある生後6ヶ月から小学校6年生までの児童

■保育時間 火～金曜 8:30～17:30
※祝日、お盆、年末年始は利用できません。

■場所 上毛町病児・病後児保育施設
(こうげクリニック内 TEL 72-2028)

■利用料 無料
※「上毛町病児・病後児保育利用料助成事業」により、日額2,000円を上限に、町が助成しています。こうげクリニックで「助成金の代理受領に関する同意書」を提出、または領収書を持参し、子ども未来課で手続きを行ってください。

■手続きに必要なもの 本人確認書類、母子手帳

☎子ども未来課 子育て支援係
☎72-3127(内線227)

毎年度1回事前登録が必要です 一時保育

保護者の方がパート就労・ケガや病気・出産・介護などにより、お子さんを家庭で保育することができないときに、一時的に保育所で保育を行います。

■対象児童 町内に住所がある1歳児(離乳食完了後)から小学校就学前の保育認定を受けていない児童

■保育時間 月～金曜 8:30～16:30
※原則週3日を限度とし、祝日、年末年始は利用できません。

■場所 大平保育所(TEL 84-8033)

■利用料 年齢基準日:令和8年4月1日
●3歳未満児 1日2,000円 半日1,000円
●3歳以上児 1日1,600円 半日800円

■手続きに必要なもの 本人確認書類

☎子ども未来課 子育て支援係
☎72-3127(内線227)

事前に申請が必要です 企業主導型保育施設保育料補助

家庭における経済的負担を軽減し、子育て家庭の仕事と育児の両立を支援します。

■対象者 次の①、②のいずれにも該当する児童の保護者

①企業主導型保育施設に地域枠で入所していること
②第2子以降3歳未満であること

■補助金額(1ヵ月)
●第2子 保育料の1/2(上限額:17,500円/月)
●第3子以降 保育料全額(上限額:35,000円/月)

☎子ども未来課 子育て支援係
☎72-3127(内線227)

ブロック塀等撤去費補助金

地震により倒壊の恐れがあるブロック塀などの撤去費用の一部を助成します。

■対象となる工事

①避難路などの道路に面する高さが1メートル以上のブロック塀など
②診断の結果、町が危険と判断したもの

■助成金額 撤去工事費の3分の2(上限額:16万円)

必ず工事着工前に補助金の申請をしてください。着工後の申請は対象になりません。

※撤去後、ブロック塀を再築する場合は建築基準法、その他関係法令の遵守が必要です。

☎住民課 住民福祉係 ☎72-3116(内線142)

老朽危険家屋等除却促進事業補助金

老朽化して危険度の高い空き家などの除却費用の一部を助成します。

■対象となる工事

①周辺の住環境などを悪化させ放置されているもの
②木造若しくは軽量鉄骨造の建築物
③老朽度の判定の結果、基準を満たしたもの
④補助を受ける目的で故意に破損させたものでないこと

■助成金額 撤去工事費の2分の1(上限額:50万円)

必ず工事着工前に補助金の申請をしてください。着工後の申請は対象になりません。

☎住民課 住民福祉係 ☎72-3116(内線142)

共同墓地整備事業費補助金

共同墓地の適正な維持管理を図るため、墓地内の通路や法面などの整備または補修工事を実施する自治組織(自治組合、町内会など)を単位とする地域に対し、事業費の一部を補助します。

必ず工事着工前に補助金の申請をしてください。着工後の申請は対象になりません。

■対象となる墓地

世帯の異なる墓が2基以上連坦しているもので、地域で管理運営を行っている地区自治会長が認めるもの

■補助対象事業

①墓地内の通路や法面などの整備または補修事業
②その他墓地内の環境保全に関する事業

■補助金額 事業費の2分の1(上限額:30万円)
※補助金の総額が予算額に達した時点で受付終了となります。

☎住民課 住民福祉係 ☎72-3116(内線147)

浄化槽設置補助金

浄化槽を設置する費用の一部を助成する制度です。なお、「環境の町」宣言に伴い、本年度も引き続き補助金額を増額して交付します。

対象地域	農業集落排水事業実施地域(八ツ並・吉岡、土佐井)を除く町内全域
対象者	居住の目的で建てた専用住宅に浄化槽を設置する方
補助金額	5人槽:600,000円 7人槽:840,000円 10人槽:1,200,000円 設置する浄化槽の人数は建物の延べ床面積で決められています。 130㎡以下:5人槽 130㎡超:7人槽 ただし、二世帯住宅については10人槽となります。
受付開始日時	4月1日(水)～令和9年1月29日(金) ※受付期間に間に合わない場合は、事前にご相談ください。 補助予定基数は40基となっていますので、浄化槽の設置を検討している方はお早めに申し込みをしてください。

必ず工事着工前に補助金の申請をしてください。着工後の申請は対象になりません。

※施工業者との契約、施工管理などは申請者の方が責任をもって行っていただく必要があります。

☎建設課 上下水道係 ☎72-3159(内線192・198)

生活用水給水施設補助金

生活用水給水施設(井戸、ボーリングなど)を新設する費用の一部を助成する制度です。また、既設ポンプの設置替えについても、条件を満たす場合は助成を行います。

対象地域	簡易水道の給水区域以外の地域 (給水区域:矢方、尻高を除く旧新吉富地区全域、土佐井の一部、下唐原の一部、原井の一部)	
対象者	次のすべての条件を満たす方 ・町税に滞納のない方 ・居住の目的で取水施設などを設置する方 ※他人の土地に取水施設を設置する場合は土地所有者の承諾が必要です。	
対象工事など	【新たに取水施設を設置する場合】	【既に取水施設がある場合】
	・ボーリング工事 ・取水管工事 ・ポンプ設置工事	・貯水タンク設置工事 ・電気導線工事
	補助金額:3/10以内(上限額:30万円)	補助金額:1/2以内(上限額:15万円)
	※補助対象工事に要する経費が10万円に満たない場合は、補助金の交付は行いません。	
受付開始日時	4月1日(水)から ※補助金の総額が、予算額に達した時点で受付終了となります。	

必ず工事着工前に補助金の申請をしてください。着工後の申請は対象になりません。

※施工業者との契約、施工管理などは申請者の方が責任をもって行っていただく必要があります。

☎建設課 上下水道係 ☎72-3159(内線192・198)

簡易水道への接続がお済でない方は、町指定の「指定工事店」で接続をお願いします

町では安全・安心な水を住民の皆様にも広くお届けするため、「水道事業基本計画」に基づき拡張工事を実施し、給水区域を計画的に広げています。なお、水道料金のお支払いは便利な口座振替をご利用ください。

農業集落排水事業

■使用料について

農業集落排水の使用料は、施設の維持管理に必要な経費を利用者の皆さんに負担いただいておりますので、納期限内にお支払いください。

■使用料減免について

町の条例において生活保護法の規定による保護を受ける方など、一定の要件に該当する方に対し、使用者の申請により減免となる場合がありますので、申請を希望される方は、下記までご相談ください。

☎建設課 上下水道係 ☎72-3159(内線192・198)

接続のお願い

農業集落排水事業実施地域の八ツ並・吉岡、土佐井地区において、まだ接続がお済みでない方は、できるだけお早めに町指定の「指定工事店」で接続をお願いします。